

令和5年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内の数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

| | ページ |
|--|-----|
| 第1章 検査の概要 | 1 |
| 第1節 検査活動の概況 | 1 |
| 第1 検査の方針 | 1 |
| 第2 検査の実施 | 5 |
| 第2節 検査結果の概要 | 7 |
| 第1 事項等別の検査結果 | 7 |
| 1 事項等別の概要 | 7 |
| 2 第3章の「個別の検査結果」の概要 | 9 |
| 3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに特定検査対象に関する検査状況等」の概要 | 27 |
| 第2 観点別の検査結果 | 29 |
| 第2章 決算の確認 | 37 |
| 第1節 国の決算の確認 | 37 |
| 第1 一般会計 | 37 |
| 第2 特別会計 | 37 |
| 第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了 | 38 |
| 第3節 政府関係機関の決算の検査完了 | 39 |
| 第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照 | 39 |
| 第1 一般会計 | 39 |
| 第2 特別会計 | 39 |
| 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出 | 40 |
| 第3章 個別の検査結果 | 41 |
| 第1節 省庁別の検査結果 | 41 |
| 第1 内閣府 | 41 |
| (内閣府本府) | 41 |
| 不当事項 | 41 |
| 補助金 | 41 |
| 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 41 |
| (1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの | 42 |
| 子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費を過大に精算していたもの[6府県](1)-(7) | 42 |
| 沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金により実施した事業の補助対象経費を過大に精算するなどしていたもの[沖縄総合事務局](8) | 44 |

| | | |
|----|--|----|
| | (2) 補助の対象とならないもの | 45 |
| | デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ(TYPE1))により 実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの[3都 道県](9)-(13) | 45 |
| 目次 | (3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 46 |
| | 子ども・子育て支援交付金(延長保育事業に係る分)を過大に交付していたもの [奈良県](14) | 46 |
| | 子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を過大に交付し ていたもの[千葉県](15) | 47 |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 48 |
| | 沖縄科学技術大学院大学学園補助金等の交付額の算定に当たり、学校法人沖縄科学技 術大学院大学学園が受け取った保険金等の取扱いを明確にすることにより、交付額の 算定が適切に行われるよう改善させたもの | 48 |
| | (警察庁) | 52 |
| | 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 52 |
| | 犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権に係る債権金額等を債 権管理簿に記載するよう適宜の処置を要求するとともに、債権の帰属を速やかに歳入 徴収官等に通知して、裁定に係る調書を十分活用して債権金額等の調査確認を行うな ど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求 めたもの | 52 |
| | (こども家庭庁) | 58 |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 58 |
| | 福島再生加速化交付金を原資として地方公共団体が設置造成するなどした基金につい て、使用見込みのない基金残額を国庫に返還させることにより、基金の規模が適切な ものとなるよう改善させたもの | 58 |
| | 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 60 |
| | 障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について | 60 |
| | 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 62 |
| | 認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金の交付額の算定等について | 62 |
| 第2 | 総務省 | 64 |
| | 不当事項 | 64 |
| | 補助金 | 64 |
| | 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 64 |
| | (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費を過大に精 算するなどしていたもの[総務本省、8都道府県](16)-(29) | 65 |
| | (2) 離島伝送専用線設備維持管理事業の補助対象事業費に対象とならない経費を含 めていたもの[総務本省](30) | 68 |

| | | |
|--|-----|----|
| そ の 他 | 69 | |
| 特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金等を控除していなかったこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(31)–(34) | 69 | 目次 |
| 震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったため、同交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(35) | 72 | |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 73 | |
| 高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況等について | 73 | |
| 第3 外 務 省 | 75 | |
| 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 75 | |
| 政府開発援助の実施に当たり、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討するなどして、援助の効果が十分に発現されるなどするよう意見を表示したもの | 75 | |
| 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 86 | |
| 対外発信拠点として世界3都市に設置されているジャパン・ハウスの運営等業務契約において、委託費業務に伴って生じた収入の残余である余剰額を委託事業費に充当する時期や方法等について仕様書等に具体的に明記することにより、委託費業務に伴って生じた収入が委託事業費に確実に充当されるよう改善させたもの | 86 | |
| 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 89 | |
| 政府開発援助の効果の発現について | 89 | |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 90 | |
| 無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施状況について | 90 | |
| 第4 財 務 省 | 93 | |
| 不 当 事 項 | 93 | |
| 租 税 | 93 | |
| 租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの〔沖縄地区税関、65 税務署〕(36) | 93 | |
| 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 102 | |
| 国有財産法等に基づいた適切な管理及び処分が行われていない国有地等について、速やかに貸付契約に移行するなどして国有財産法等に基づく適切な管理又は処分を行うよう適宜の処置を要求したもの | 102 | |
| 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 107 | |
| (1) 交付要綱等において用途が明らかでないなどの補助金等収入について、各府省庁と連携を図るなどして、特別会計を設けて事業を行う国及び地方公共団体並びに公共・公益法人等にその消費税法上の取扱いなどについて周知する仕組みを整備するとともに、税務署等においてチェックシートを活用するなどして、消費税の調整計算に係る申告審理が適切に行われるよう改善させたもの | 107 | |

| | |
|---|-----|
| (2) 免税対象物品を購入した者が搭乗手続の終了時間間際にチェックインカウンターに現れた場合等には口頭による賦課決定の通知が行えることを実施要領に明示して賦課決定が適切に行われるようにするとともに、免税対象物品を輸出するために所持しているかなどについて確認する際に使用するパスポートリーダーの管理換をしてパスポートリーダーが有効に活用されるなどするよう改善させたもの | 115 |
| 第5 文部科学省 | 120 |
| 不当事項 | 120 |
| 補助金 | 120 |
| 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 120 |
| (1) 公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの〔4都県〕(37)–(41) | 121 |
| (2) 私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置、ICT活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(42)–(44) | 123 |
| (3) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの〔6県〕(45)–(50) | 125 |
| (4) 沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(51) | 127 |
| (5) 文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの〔鹿児島県〕(52) | 128 |
| (6) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔文部科学本省、6県〕(53)–(60) | 129 |
| 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 131 |
| (1) 義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち、加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合に常勤の教職員の数に換算する算定方法を、配置実績を確認する様式等に記載するなどして、都道府県等に対して周知することにより、同負担金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの | 131 |
| (2) GIGA スクール構想の一環として公立学校情報機器購入事業等により高校に整備された学習者用コンピュータについて、生徒への貸与を促進するための方策を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、参考となる情報を提供するとともに、高校の学校現場等において有効活用を図るための用途等を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、活用方法について情報を提供することにより、貸与の促進や有効活用が図られるなどするよう意見を表示したもの | 138 |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 144 |
| 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施について | 144 |
| 第6 厚生労働省 | 146 |
| 不当事項 | 146 |
| 保険料 | 146 |
| 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔15労働局〕(61) | 146 |
| 保険料・その他 | 150 |
| 健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの〔厚生労働本省〕(62) | 150 |

| | |
|--|-----|
| 物件・役務 | 153 |
| 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)の構築、運用等一式に係る契約において、医療機関等からの問合せ対応を行うコールセンターの運営について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたのに、確認が十分でなかったことなどのため、支払額が過大となっていたもの[厚生労働本省](63) | 153 |
| 保険給付 | 156 |
| 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、2労働局](64) | 156 |
| 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、静岡労働局](65) | 159 |
| 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、4公共職業安定所](66) | 161 |
| 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省](67) | 163 |
| 医療費 | 166 |
| 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[厚生労働本省、7厚生局、15道県](68) | 166 |
| 補助金 | 171 |
| 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 171 |
| (1) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](69)-(75) | 172 |
| (2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](76)-(78) | 176 |
| (3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[6都県](79)-(87) | 178 |
| (4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの[3府県](88)-(94) | 183 |
| (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[愛知県](95) | 184 |
| (6) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[4都道県](96)-(102) | 186 |
| (7) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[神奈川県](103) | 187 |

| | |
|--|-----|
| (8) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)が過大に交付されていたもの[2県](104)(105) …………… | 189 |
| (9) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業に係る分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](106) …………… | 191 |
| (10) 医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業に係る分)が過大に交付されていたもの[神奈川県](107)(108) …………… | 192 |
| (11) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](109)–(113) …………… | 193 |
| (12) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](114)–(133) …………… | 195 |
| (13) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの[14都府県](134)–(169) …………… | 200 |
| (14) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの[2県](170)(171) …………… | 203 |
| (15) 障害児入所給付費等国庫負担金が過大に交付されていたもの[鹿児島県](172) …………… | 204 |
| (16) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの[近畿厚生局](173) …………… | 205 |
| (17) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの[広島県](174) …………… | 207 |
| (18) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[6都県](175)–(183) …………… | 208 |
| そ の 他 …………… | 211 |
| 労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していなかったもの[長野労働局](184) …………… | 211 |
| 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[6県、13市、1広域連合](185) …………… | 213 |
| 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[2道県、1市](186) …………… | 219 |
| 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[1県、1市](187) …………… | 223 |
| 意見を表示し又は処置を要求した事項 …………… | 226 |
| (1) 人材開発支援助成金の支給に当たり、訓練実施機関から入金を受けることにより訓練経費の全てを負担していなかった事業主について、事実関係を確認するなどした上で、不適正と認められる助成金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、並びに訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にするよう要領等を見直すなどして事業主に対して周知するとともに、労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるような審査方法及び調査方法をマニュアル等に新たに定めるよう改善の処置を要求したもの …………… | 226 |

| | |
|---|-----|
| (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に当たり、フォローアップ支援について、都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう都道府県社会福祉協議会を指導するとともに、フォローアップ支援等の事業を適切に実施していくことができるよう、都道府県等において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備するよう意見を表示したもの | 232 |
| (3) 後期高齢者医療制度の財政調整交付金(一体的実施特別交付金)の交付額の算定に当たり、後期高齢者医療広域連合が市区町村に対して委託している高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る事業において市区町村が負担していない医療専門職の件費に係る消費税相当額について、交付金の対象経費に含めずに算定されるよう改善の処置を要求したもの | 242 |
| 【当局が講じた処置】 | 247 |
| (4) 労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要となる業務が経済的に実施されるよう、電子申請が義務化された特定事業主や電子申請が義務化されていない事業主のうち電子申請を行った事業主に対する申告書等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行って、それらの郵送の取りやめ及び同業務の見直しのための計画を策定するよう改善の処置を要求したもの | 248 |
| 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 254 |
| (1) 国民健康保険の療養給付費負担金の交付額の算定に当たり、都道府県において、交付額基礎医療給付費額と事業年報の医療給付費とを突合し、かい離がある場合は市町村に対して原因の確認を求めよう周知することによって、同負担金の交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたもの | 254 |
| (2) 居宅介護支援における特定事業所集中減算について、適用誤りの原因等を市町村から支援事業所に周知して注意喚起を図ることや、居宅介護支援請求状況一覧表で同一法人割合が80%を超えている支援事業所から届出書が提出されているかなどを市町村において確認することを周知して、特定事業所集中減算の適用の可否の確認が適切に行われるよう改善させたもの | 257 |
| 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 262 |
| 雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について | 262 |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 264 |
| (1) 生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額の算出について | 264 |
| (2) 労災診療費の請求の電子化促進に係る導入支援金の支払について | 265 |
| (3) 市区町村が国民健康保険の保険者として実施している特定健康診査に係る負担金の交付額の算定及び診療情報の活用について | 267 |
| (4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により整備した次世代シークエンサーの使用状況について | 268 |

| | |
|---|-----|
| 第7 農 林 水 産 省 | 270 |
| 不 当 事 項 | 270 |
| 工 事 | 270 |
| 復旧治山事業の実施に当たり、誤った認識に基づいて請負人に設計と相違した施工を させていたため、治山ダムの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達して いなかったもの〔関東森林管理局静岡森林管理署〕(188) | 270 |
| 補 助 金 | 273 |
| 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 273 |
| (1) 補助の対象とならないなどのもの | 274 |
| 農業次世代人材投資資金等の交付を受けた者が要就農継続期間にわたり就農を 継続していなかったなどしていて補助の対象とならないもの〔農林水産本省〕 (189)–(193) | 274 |
| 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費に交付の対象と ならない経費を含めるなどしていたもの〔関東農政局、沖縄総合事務局〕 (194) (195) | 277 |
| 持続的生産強化対策事業のうち学校給食用牛乳安定需要確保対策事業におい て、補助対象事業費に補助の対象とならない供給区域に要した経費を含めてい たもの〔関東農政局〕(196) | 278 |
| 特定地域経営支援対策事業の補助対象事業費に、対象とならない経費を含めて いたもの〔沖縄総合事務局〕(197) | 279 |
| (2) 工事の設計が適切でなかったもの | 280 |
| 防風施設の設計が適切でなかったもの〔九州農政局〕(198) | 280 |
| ため池の機能を廃止するために設置した水路の設計が適切でなかったもの〔中 国四国農政局〕(199) | 281 |
| 覆式落石防護網工の設計が適切でなかったもの〔林野庁〕(200) | 282 |
| ため池への立入りを防止するために設置したネットフェンスの基礎の設計が適 切でなかったもの〔東北農政局〕(201) | 284 |
| (3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの | 287 |
| 産地パワーアップ事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業にお いて、補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの〔農林水産本省〕 (202) | 287 |
| (4) 補助の目的外に使用していたもの | 288 |
| 国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金により取得した浄化槽を補助の目的 外に使用していたもの〔農林水産本省〕(203) | 288 |
| (5) 補助対象事業費を過大に精算していたもの | 289 |
| 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の交付対象事業費を過大に精算し ていたもの〔関東農政局〕(204) | 289 |
| 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 290 |
| (1) 畑作物産地形成促進事業の実施に当たり、助成対象とする取組について、低コス ト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討するよう意見を表示する とともに、助成対象とする取組の実施状況等の適切な確認に必要な実績確認書類 の種類や、実績確認書類、現場等において確認をすべき事項を具体的に定めるな どするよう改善の処置を要求したもの | 290 |

| | |
|--|-----|
| (2) 国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付けについて、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等を適切な規模のものとするとともに、規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備するよう改善の処置を要求したもの | 297 |
| (3) 鳥獣被害防止総合支援対策の実施に当たり、実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を事業主体及び市町村に対して分かりやすく示し、当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう事業主体、市町村及び都道府県に対して指導するとともに、大きな被害を及ぼしている鳥獣について対象鳥獣ごとにみると軽減目標の達成状況が低調なものがある場合等には、改善計画の作成等を行うよう事業主体及び市町村に対して周知することにより、軽減目標の達成状況の把握及び改善計画の作成等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの | 304 |
| (4) 水産業競争力強化緊急事業における漁船導入事業の実施に当たり、KPIの達成状況等が適切に把握されるよう、漁業以外の用途や漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を運用通知等に具体的に示し、その内容を機構から事業主体等に周知させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して指導等を行うよう改善の処置を要求したもの | 312 |
| 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 317 |
| (1) 土地改良事業における大型土のうの製作及び撤去に係る土砂の運搬費等の算定に当たり、ほぐした土量を地山土量に換算して運搬土量等を算出することについて農政局等及び都道府県等に周知するなどして、運搬土量等を適切に算出するよう改善させたもの | 317 |
| (2) 証拠書類編集製本業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、前年度等の総作業工数の実績に基づくなどして、作業単価を適切に算定するよう改善させたもの | 320 |
| 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 323 |
| 高収益作物次期作支援交付金事業の実施について | 323 |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 325 |
| (1) 水田活用の直接支払交付金事業の実施について | 325 |
| (2) 森林環境保全整備事業で整備された防護柵の維持管理について | 327 |
| (3) 非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等について | 328 |
| 第8 経済産業省 | 330 |
| 不当事項 | 330 |
| 補助金 | 330 |
| 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 330 |
| (1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの | 331 |
| 皮革産業振興対策事業の実施に当たり、同種取引価格や実際の支払額に基づかず経費を過大に計上し、また、事業に使用していない材料に係る購入費を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの[経済産業本省] | |
| (205) | 331 |

| | | |
|---------|---|-----|
| | 事業期間中に納品されていなかった通信機器の購入に係る経費を含めていたため、中小企業経営支援等対策費補助金(商業・サービス競争力強化連携支援事業)の補助対象事業費を過大に精算していたもの[九州経済産業局](206)…………… | 332 |
| 目次 | (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの…………… | 333 |
| | 被災事業者自立支援事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、購入した設備が目的外に使用されるなどして事業の用途に一度も使用されておらず、補助の目的を達していなかったもの[経済産業本省](207) …… | 333 |
| | 意見を表示し又は処置を要求した事項…………… | 335 |
| | サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施に当たり、実質的還元等により過大に交付された補助金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに同種同様の不正な事態の有無を調査して必要な場合には補助金の返還、IT 導入支援事業者の登録取消しの手続等を速やかに行わせるとともに、各種審査等における不正防止策等が適時適切に行われるための指針等を整備し、また、事業主体が IT ツールを解約した場合に交付決定の取消しや残存簿価分の納付が適切に行われるための仕組みを整備するよう改善の処置を要求し、及び補助事業の効果を正確に把握できるような確認体制を整備するなどするよう意見を表示したもの…………… | 335 |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項…………… | 335 |
| | 消費者還元補助事業のように実際に要した経費に基づく精算を行わず、見込みの数値を用いて算定した額により補助金の額を確定する事業を実施する場合には、補助金の額の確定後に、補助事業者等における補助金の滞留の発生状況を把握して原因分析的に行い、制度設計上想定されていない補助金の滞留が発生しているときには補助金の返還を求めることができる交付要綱を定めるようにすることにより、補助事業の適正な執行を確保できるよう改善させたもの…………… | 335 |
| | 令和 3 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果…………… | 340 |
| | 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について…………… | 340 |
| 第 9 | 国 土 交 通 省…………… | 341 |
| 不 当 事 項 | …………… | 341 |
| 役 務 | …………… | 341 |
| | 施工現場における労働生産性の向上を図る技術の試行業務に係る委託費の算定に当たり、3D レーザースキャナに係る経費として、試行業務に使用した期間分の減価償却費ではなく購入代金の全額を計上するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[近畿地方整備局](208)…………… | 341 |
| 補 助 金 | …………… | 343 |
| | 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの…………… | 343 |
| (1) | 工事の設計が適切でなかったなどのもの…………… | 344 |
| | 根固工の設計が適切でなかったもの[4 県](209)–(212)…………… | 344 |
| | 監視制御装置等の設計が適切でなかったなどのもの[2 県](213)–(216)…………… | 347 |
| | 水管橋の設計が適切でなかったもの[3 県](217)–(219)…………… | 350 |
| | 擁壁の設計が適切でなかったもの[2 県](220)(221)…………… | 353 |
| | 護岸の設計が適切でなかったもの[2 県](222)(223)…………… | 356 |

| | | |
|---|-----|---|
| 集水桝 <small>ます</small> の設計が適切でなかったもの〔2 県〕(224) (225) | 357 | |
| 橋脚の耐震補強の設計が適切でなかったもの〔長野県〕(226) | 359 | |
| 栈橋のウッドデッキの設計が適切でなかったもの〔関東地方整備局〕(227) | 362 | 目 |
| 橋台の設計が適切でなかったもの〔長野県〕(228) | 364 | |
| 側壁護岸の設計が適切でなかったもの〔島根県〕(229) | 366 | 次 |
| (2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 368 | |
| 公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの〔3 県〕 | | |
| (230)–(232) | 368 | |
| 交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔岩手県〕(233) | 370 | |
| 表土掘削の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの〔埼玉県〕(234) | 371 | |
| (3) 補助の目的外に使用していたもの | 372 | |
| 航空機等購入費補助金により取得した航空機について、国の承認を受けずに、補助対象路線以外の路線で運航し、当該運航等に伴い納付すべき国庫補助金相当額を国に納付していなかったもの〔国土交通本省〕(235) | 372 | |
| (4) 補助の対象とならないもの | 373 | |
| 砂防工事に関する事業の実施に当たり、交付の対象とならない国費率差額の交付を受けていたもの〔青森県〕(236) | 373 | |
| (5) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの | 375 | |
| 都市公園用地について承認を受けずに財産処分を行い、使用料に係る国庫納付を行っていなかったもの〔静岡県〕(237) | 375 | |
| 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 376 | |
| (1) ICT 活用工事の出来形管理等経費の積算に当たり、共通仮設費率等に補正係数を乗ずる ICT 補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、積算要領等に反映するなどして ICT 活用工事における費用の補正が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの | 376 | |
| (2) 優先して耐震補強を実施する緊急輸送道路にある橋りょうの選定に当たり、落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先することなどを事業主体に対して十分に説明するとともに、優先して耐震補強を実施する橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成するなどして効率的に耐震補強を実施できるよう、また、地震時に被災した橋りょうの迅速な応急復旧等を実施できるよう意見を表示したもの | 382 | |
| (3) 高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図るとともに、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、技術的助言等に加えて、公営住宅法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討するなどするよう改善の処置を要求したもの | 393 | |

| | |
|--|-----|
| (4) 承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図るとともに、無断増築物の除却に係る費用については原則として交付金等の交付対象とならないことなどを明確化して事業主体に対して周知することにより、公営住宅の除却事業に対する交付金等の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの | 401 |
| 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 405 |
| (1) 港湾業務艇の運航に当たり、大型艇が故障により運航不能になった場合に速やかに休止に移行する手続を定めること、施設の確認結果の記録を作成するとともに港湾管理者に共有できる体制を整備すること、修理作業に係る契約の円滑な履行や品質確保に寄与しない臨場は実施しないこととするとともに実施した内容を適切に記録させることなどにより、委託契約による運航が経済的かつ効率的に行われるよう改善させたもの | 405 |
| (2) Xバンド雨量計の精度を検証するなどのために使用する測定器について、調達の際に他の地方整備局等が管理している測定器の状況を踏まえて調達の必要性を検討することや、測定器を用いてXバンド雨量計の精度の向上を図るなどの精度向上業務に取り組むことについて周知することなどにより、測定器の調達を適切に実施するとともに、調達した測定器を有効に活用するよう改善させたもの | 410 |
| (3) 鳥類防除業務に係る予定価格の積算に当たり、現場責任者が兼務により実施する業務の内容に応じた単価を適用することとするとともに、作業員の人件費等の算定には休憩時間を除いた年間防除業務提供時間により算出した所要員数を用いることとするなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの | 413 |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 417 |
| 多重無線回線の機能維持に必要な通信鉄塔及び局舎の耐震性等の確保について | 417 |
| 第10 環 境 省 | 419 |
| 不 当 事 項 | 419 |
| 予 算 経 理 | 419 |
| 国際機関に派遣する職員に対して派遣先から支給される報酬はユーロ建てであるのに、誤って米ドル建てであるとして邦貨に換算するなどしたため、当該職員に支給した給与の額が過大となっていたもの〔環境本省〕(238) | 419 |
| 工 事 | 421 |
| 国立公園内の駐車場再整備工事の実施に当たり、転落防止柵の設計が適切でなかったため、駐車場利用者の転落を確実に防止できるとされている柵高になっておらず、また、積雪により損壊するおそれがある状態となっており、工事の目的を達していなかったもの〔東北地方環境事務所〕(239) | 421 |
| 補 助 金 | 424 |
| 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 424 |
| (1) 補助の対象とならないなどのもの | 425 |
| 循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたこと、また、現場管理費等の算定が適切でなかったことから、交付金が過大に交付されていたもの〔2県〕(240)–(242) | 425 |

| | | |
|---|-----|---|
| (2) 補助金が過大に交付されていたもの | 427 | |
| 災害等廃棄物処理事業費補助金において、破砕機の使用実態に即した費用により補助対象事業費を算定していなかったため、補助金が過大に交付されていたもの〔環境本省〕(243) | 427 | 目 |
| (3) 工事の設計が適切でなかったもの | 429 | 次 |
| 循環型社会形成推進交付金事業において、整備した施設のプラント設備の架台、歩廊等の落雷対策に係る設計が適切でなかったもの〔徳島県〕(244) | 429 | |
| (4) 工事の施工が適切でなかったもの | 431 | |
| 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱フロン社会構築に向けた業務用冷凍空調機器省エネ化推進事業)事業において、冷凍空調設備の設置に係る施工が適切でなかったもの〔環境本省〕(245) | 431 | |
| 第11 防 衛 省 | 434 | |
| 不 当 事 項 | 434 | |
| 工 事 | 434 | |
| 分電盤等の設備機器の据付工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、地震時に転倒して破損するなどのおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの〔情報本部〕(246) | 434 | |
| 補 助 金 | 436 | |
| 防災行政無線デジタル化工事に係る補助対象事業費の積算が過大となっていたもの〔沖縄防衛局〕(247) | 436 | |
| 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 439 | |
| (1) 地方防衛局等が発注する建設工事について、早期に入札・契約手続をとらなかったことにより当該手続に充てることのできる期間が短くなった場合に、緊急の必要により競争に付することができないとして既に契約を締結した工事に契約変更により建設工事を追加するのではなく、公正性、競争性等を確保するために、入札・契約手続に係る十分な期間を確保して、一般競争入札により契約を締結するよう改善させたもの | 439 | |
| (2) 潜水艦の定期検査等における鉛主蓄電池の充電について、仕様書等において契約の相手方に充電の実績を提出させることとするよう細部要領に規定することにより、充電の予定と実績にかい離が生じた場合に実績に基づく支払となるよう改善させたもの | 442 | |
| (3) 給水管又は汚水排水管の埋設を伴う工事の設計及び施工に当たり、両配管の位置関係や間隔に関する条件等を上水設計要領、下水設計要領及び特記仕様書に明記することなどにより、両配管の埋設が適切に行われるよう改善させたもの | 445 | |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 449 | |
| 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済について | 449 | |
| (第1 内閣府(内閣府本府)、第2 総務省) | 451 | |
| 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 451 | |
| 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による物品配布等事業等の実施について | 451 | |

| | | |
|---|--|-----|
| | (第1 内閣府(こども家庭庁)、第6 厚生労働省) …………… | 453 |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 …………… | 453 |
| 目 | (1)(2) 事業者から返還させることとなった給付費に係る障害児入所給付費等国庫負担金 及び障害者自立支援給付費国庫負担金の過大交付額を速やかに確認し、国庫に返 納する手続をとらせるとともに、このような給付費に係る両負担金の交付額の算 定における取扱い、具体的な手続等について周知して両負担金の算定が適切に行 われるよう改善させたもの …………… | 453 |
| 次 | 第12 復興庁、(第5 文部科学省、第7 農林水産省、第9 国土交通省) …………… | 458 |
| | 意見を表示し又は処置を要求した事項 …………… | 458 |
| | (1)(3) 福島再生加速化交付金を原資として地方公共団体が設置造成するなどした基金の 執行管理に当たり、基金を取り崩して実施する個々の事業の執行状況や基金残額 の把握に資する情報を共有するなどした上で、基金の保有額が過大となっていな いか確認することなどの必要性等について周知するとともに、使用見込みのない 基金残額を国庫へ返還するように指示するなどすることにより、基金の規模が適 切なものとなるよう改善の処置を要求したもの …………… | 458 |
| | 第2節 団体別の検査結果 …………… | 466 |
| | 第1 沖縄振興開発金融公庫 …………… | 466 |
| | 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 …………… | 466 |
| | 住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等に係る融資対象住宅の融資後の状況把握 等について …………… | 466 |
| | 第2 日本私立学校振興・共済事業団 …………… | 468 |
| | 不 当 事 項 …………… | 468 |
| | 補 助 金 …………… | 468 |
| | 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事 業団] (248) (249) …………… | 468 |
| | 第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第5 西日本高 速道路株式会社、第6 本州四国連絡高速道路株式会社 …………… | 471 |
| | 令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 …………… | 471 |
| | (1)(4) 高速道路における橋脚補強の整備手法について …………… | 471 |
| | (第4 中日本高速道路株式会社) …………… | 473 |
| | 不 当 事 項 …………… | 473 |
| | 工 事 …………… | 473 |
| | 舗装補修工事の施工に当たり配置する交通監視員に係る費用について、実際の工事現 場の状況が設計図書に示された条件と一致していなかったのに、設計図書を変更しな かったなどのため、支払額が過大となっていたもの[中日本高速道路株式会社東京支 社、中日本高速道路株式会社東京支社富士保全・サービスセンター] (250) …………… | 473 |
| | (第6 本州四国連絡高速道路株式会社) …………… | 476 |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 …………… | 476 |
| | 一般有料道路等の通行料金として徴収した現金の集金等を行う集配等業務の頻度につ いて、料金所での現金収入金額が減少してきていることなどを踏まえたものとするよ う改善させたもの …………… | 476 |

| | | | |
|----|---|-----|----|
| 第7 | 全国健康保険協会 | 479 | |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 479 | |
| | 生活習慣病予防健診の一般健診として実施される眼底検査について、請求対象となる要件を同健診を実施する医療機関に対して周知徹底するとともに、請求対象とならない眼底検査を請求に含めていた場合は、健診結果データ作成ツールにエラーを表示させるなどの機能を追加するなどすることにより、一般健診における眼底検査に係る費用負担が適切なものとなるよう改善させたもの | 479 | 目次 |
| 第8 | 独立行政法人国際協力機構 | 483 | |
| | 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 483 | |
| | 政府開発援助の実施に当たり、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討するなどして、援助の効果が十分に発現されるなどするよう意見を表示したもの | 483 | |
| 第9 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | 484 | |
| | 不当事項 | 484 | |
| | 補助金 | 484 | |
| | 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの | 484 | |
| | (1) 実質的還元による不正が行われたことなどにより、サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金が過大に交付されていたもの[独立行政法人中小企業基盤整備機構本部](251)-(291) | 485 | |
| | (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金により開発等を行ったアプリにおいて、一部の機能が実装されておらず、また、残りの機能も事業の目的に沿った使用ができないものとなっていて補助の目的を達していなかったもの[独立行政法人中小企業基盤整備機構本部](292) | 492 | |
| | (3) 中小企業等事業再構築促進補助金の補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの[独立行政法人中小企業基盤整備機構本部](293) | 493 | |
| | 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 494 | |
| | サービス等生産性向上IT導入支援事業の実施に当たり、実質的還元等により過大に交付された補助金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに同種同様の不正な事態の有無を調査して必要な場合には補助金の返還、IT導入支援事業者の登録取消しの手続等を速やかに行わせるとともに、各種審査等における不正防止策等が適時適切に行われるための指針等を整備し、また、事業主体がITツールを解約した場合に交付決定の取消しや残存簿価分の納付が適切に行われるための仕組みを整備するよう改善の処置を要求し、及び補助事業の効果を正確に把握できるような確認体制を整備するなどするよう意見を表示したもの | 494 | |
| | 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 | 513 | |
| | 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について | 513 | |

| | | |
|-------|--|-----|
| | 第10 独立行政法人都市再生機構 | 515 |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 515 |
| 目 | 賃貸住宅において明渡しの強制執行が行われる際等に、住戸内にある入居者の家財等 | |
| | の目的外動産等を運搬して処分するなどの業務に係る契約の予定価格の積算に当た | |
| 次 | り、適切な算定式を用いて目的外動産等の運搬及び処分に係る費用が積算されるよう | |
| | 改善させたもの | 515 |
| | 第11 独立行政法人住宅金融支援機構 | 518 |
| | 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 518 |
| | 住宅融資保険勘定における政府出資金について、住宅融資保険の保険料率を引き下げ | |
| | るための費用やその費用を賄うための当該政府出資金の運用の状況等を踏まえて、政 | |
| | 府出資金の規模の見直しを行い、その結果、必要額を超えて保有していると認められ | |
| | る額について同勘定の他の出資金への振替や国庫への納付を行うとともに、政府出資 | |
| | 金の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備するよう改善の処置を要求し | |
| | たもの | 518 |
| | 第12 日本放送協会 | 526 |
| | 不 当 事 項 | 526 |
| | 不正行為 | 526 |
| | 職員の不正行為による損害が生じたもの〔日本放送協会本部〕(294) | 526 |
| | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 526 |
| | 有料老人ホーム等における受信契約の締結を促進するための取組について、協会本部 | |
| | が主導して取組の成果の検証等を行うとともに、各放送局に対して具体的な取組方法 | |
| | 等を周知するなどして、受信料負担の公平性を確保するよう改善させたもの | 526 |
| | 第 3 節 不当事項に係る是正措置の検査の結果 | 533 |
| | 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について | 533 |
| 第 4 章 | 国会及び内閣に対する報告並びに特定検査対象に関する検査状 | |
| | 況等 | 539 |
| | 第 1 節 国会及び内閣に対する報告 | 539 |
| | マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について | 539 |
| | 第 2 節 特定検査対象に関する検査状況 | 546 |
| | 第 1 一般会計の補正予算の執行状況等について | 546 |
| | 第 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況に | |
| | ついて | 584 |
| | 第 3 子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況について | 623 |
| | 第 4 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について | 654 |
| | 第 5 電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状 | |
| | 況について | 674 |
| | 第 6 防衛予算の執行状況等について | 712 |
| | 第 3 節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況 | 740 |
| | 第 4 節 特別会計財務書類の検査 | 747 |

| | | | |
|-----|--------------------------|-----|---|
| 第5章 | 会計事務職員に対する検定 | 753 | |
| 第1節 | 国の現金出納職員に対する検定 | 753 | |
| 第2節 | 国の物品管理職員に対する検定 | 754 | 目 |
| 第6章 | 歳入歳出決算その他検査対象の概要 | 755 | |
| 第1節 | 検査対象別の概要 | 755 | 次 |
| 第1 | 歳入歳出決算 | 755 | |
| 1 | 概況 | 755 | |
| 2 | 一般会計 | 755 | |
| 3 | 特別会計(目次18ページ参照) | 760 | |
| 第2 | 法律により設置されている資金の受払 | 768 | |
| 1 | 国税収納金整理資金 | 768 | |
| 2 | 決算調整資金 | 768 | |
| 3 | 貨幣回収準備資金 | 769 | |
| 4 | 防衛力強化資金 | 769 | |
| 第3 | 債権及び債務 | 770 | |
| 1 | 債権 | 770 | |
| 2 | 債務 | 770 | |
| 第4 | 国有財産及び物品 | 771 | |
| 1 | 国有財産 | 771 | |
| 2 | 物品 | 772 | |
| 第5 | 財政融資資金の長期運用 | 773 | |
| 第6 | 政府関係機関及びその他の団体 | 774 | |
| 1 | 概況 | 774 | |
| 2 | 政府関係機関の収入支出決算(目次18ページ参照) | 778 | |
| 3 | 日本銀行の決算 | 780 | |
| 4 | 日本放送協会の決算 | 780 | |
| 第2節 | 国の財政等の状況 | 783 | |
| 第1 | 国の財政の状況 | 783 | |
| 第2 | 日本銀行の財務の状況 | 799 | |

特別会計及び政府関係機関の決算記述

目
次

【特別会計】

| | ページ |
|-------------------|-----|
| 1 交付税及び譲与税配付金特別会計 | 760 |
| 2 地震再保険特別会計 | 760 |
| 3 国債整理基金特別会計 | 760 |
| 4 外国為替資金特別会計 | 760 |
| 5 財政投融资特別会計 | 761 |
| 6 エネルギー対策特別会計 | 761 |
| 7 労働保険特別会計 | 762 |
| 8 年金特別会計 | 762 |
| 9 食料安定供給特別会計 | 764 |
| 10 国有林野事業債務管理特別会計 | 765 |
| 11 特許特別会計 | 765 |
| 12 自動車安全特別会計 | 766 |
| 13 東日本大震災復興特別会計 | 766 |

【政府関係機関】

| | |
|------------------------|-----|
| 1 沖縄振興開発金融公庫 | 778 |
| 2 株式会社日本政策金融公庫 | 778 |
| 3 株式会社国際協力銀行 | 779 |
| 4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 | 779 |

備考

この検査報告中表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

また、検査報告中の図表は、特に注記しているものを除き、本検査報告の取りまとめに当たって本院が作成したものである。